

令和 2 年 5 月

射水市議会臨時会議案

目 次

- 議案第 3 3 号 令和 2 年度射水市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 3 4 号 射水市職員の特殊勤務手当に関する条例及び射水市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 3 4 号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例及び射水市消防職員
特殊勤務手当支給条例の一部改正について

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例及び射水市消防職員特殊勤務手当
支給条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 5 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例及び射水市消防職員
特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

(射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 射水市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 1 7 年射水市条例第 4
5 号) の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

(感染症予防手当及び病院感染症予防等手当の特例)

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定
感染症として定める等の政令(令和 2 年政令第 1 1 号) 第 1 条に規定する
ものをいう。以下この項及び次項において同じ。) に感染するおそれのあ
る区域として市長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から
市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で
あって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。
この場合において、別表中感染症予防手当又は病院感染症予防等手当の規
定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、 3, 0 0 0 円(新型
コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し

て又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

(射水市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第2条 射水市消防職員特殊勤務手当支給条例(平成17年射水市条例第196号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(防疫等作業手当)

3 射水市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年射水市条例第45号)附則第3項及び第4項に定める防疫等作業手当の規定は、消防職員に準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度射水市病院事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

専決処分第 2 号

射水市市税条例及び射水市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

射水市市税条例及び射水市市税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日 専決処分

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 15 号

射水市市税条例及び射水市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（射水市市税条例の一部改正）

第 1 条 射水市市税条例（平成 17 年射水市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第

3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改める。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を削り、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、

同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ホ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 1 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

1 5 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附則第 1 0 条の 2 第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 1 6 項とし、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 1 7 項とし、同条第 1 9 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 1 8 項とし、同条第 2 0 項中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改め、同項を同条第 1 9 項とし、同条第 2 1 項中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 8 項」に改め、同項を同条第 2 0 項とし、同条第 2 2 項中「附則第 1 5 条第 4 5 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に改め、同項を同条第 2 1 項とし、同条第 2 3 項中「附則第 1 5 条第 4 7 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に改め、同項を同条第 2 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

2 3 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附則第 1 2 条、第 1 3 条及び第 1 5 条第 1 項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第 1 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 2 年度」を「令和 5 年度」に改める。

(射水市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 射水市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年射水市条例第 2 0 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、射水市市税条例第 2 4 条第 1 項第 2 号の改正規定を削る。

附則第 1 条第 3 号を次のように改める。

削除

附則第 1 条第 4 号中「 (前号に掲げる改正規定を除く。) 」を削る。

附則第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の射水市市税条例 (以下「新条例」という。) の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法 (昭和 4 0 年法律第 3 3 号) 第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等 (同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。) について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。